

自転車の通行場所を確認

原則 車道の左側

自転車は道路交通法上、「軽車両」として扱われ、**車道の左側を通行するのが原則です。**



歩道通行は例外

次の場合に限って例外的に歩道を通行できます。
※ただし、歩行者が優先



「普通自転車の歩道通行可」の標識や表示により自転車の歩道通行ができることとされているとき



13歳未満70歳以上の方又は身体の不自由な方が自転車を運転するとき



自転車の通行の安全を確保するため、やむを得ないときとめられたとき

歩道の通行方法

- ・歩道は**歩行者優先**
- ・**車道寄り**を徐行
- ・歩行者の妨げになりそうな場合は**一時停止**
※歩道では状況に応じて押し歩きをしましょう。



交差点の通行方法

(車道通行の場合)

自転車は車両です。「**車両用信号**」に従って通行してください。**右折する場合は、二段階右折**です。
交差点を斜めに右折する方法は禁止されています。

